

令和3年度 東淀川区社会福祉協議会広報紙「東淀川社協だより」の
編集・印刷・新聞折り込みによる配布業務委託について

1. 業務委託の内容

- (1) 社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という）が、令和3年度中に発行を予定している「東淀川社協だより」（以下「広報紙」という）第101・102号の編集（レイアウトその他）・印刷・新聞折り込みによる区内世帯への配布業務を委託するものです。
- (2) 本会広報紙の見本は、次のウェブサイトの「お知らせ」または「社協だより」をご覧ください。
<https://hohoemi-kushakyo.or.jp/>

2. 広報紙の発行予定と部数

- (1) 第101号 令和3年12月中旬（令和3年12月号）
 - (2) 第102号 令和4年3月下旬（令和4年4月号）
- ※各号の発行部数は35,000部です。詳細は「仕様書」をご覧ください。
※各号の具体的な発行日は、その都度、事業者の方と協議のうえ本会が指示します。

3. 業務委託契約書及び仕様書

別紙のとおり。

4. 事業者の選定方法

- (1) 広報紙は、編集力を評価する必要があります。今回は、①最低制限価格内の見積価格、②本会提示の原稿を基に作成する紙面の見本（タブロイド版で2分の1の大きさを予定、提出はA4版可）、③過去1年間に他団体で広報紙（誌）等の編集等をした実績、④その広報紙（誌）等の任意の実物見本をご提出いただいて審査・評価し、それらを合計して最高得点者を事業者として選定します。なお、令和4年度以降は、改めて年3回発行する複数年委託（ただし契約は単年度）で事業者を募集する予定としています。
- (2) 受託を希望される事業者（資格条件は6を参照。）は、①見積書（様式は自由です。ただし記載すべき内容は7を参照のこと。）を提出してください。見積価格には最低制限価格を設定しています。これを下回る見積価格を提出された場合は失格とします。
- (3) あわせて、②本会が別に提示している記事原稿を基に作成した紙面見本（A4版可、この記事は101号に使用します）、③過去1年間に他団体等で受託した広報紙（誌）等の実績表（様式は自由。ただし記載すべき内容は7を参照）、④実績表のうち任意の広報紙（誌）の見本1種類を3部提出してください。(2)及び(3)の提出は、郵送に限るものとします（提出期限日当日の消印は有効とします）。
- (4) 本会は「事業者選定委員会」を開催して、①見積価格、②紙面見本、③実績表、④広報紙（誌）見本を評価して、最も評価点の高い方を受託事業者を選定します。なお具体的な算定方法は、8の項目をご覧ください。

5. 受託事業者決定までのスケジュール（予定）

- (1) 令和3年10月21日（木） 本会ホームページに掲載、提出は郵送に限る。
- (2) 令和3年10月29日（金） ①見積書、②紙面見本・実績表・広報紙（誌）見本の提出期限。
- (4) 令和3年11月1日（月） 選定委員会を開催し、受託事業者を決定。

6. 受託を希望される事業者の資格

- (1) 大阪市の電子入札登録事業者であって、過去1年(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)に、行政・企業・社会福祉団体その他の団体等から広報紙(誌)の編集・印刷業務を受注した実績を有していること。
- (2) 電子入札の禁止措置等を受けておらず、また別紙の契約書案に記載している特記仕様書の条件(暴力団の排除等)をクリアしていること。
- (3) 本会の見積価格には、最低制限価格を設定します。最低制限価格を下回る見積価格を提出された場合は失格とします。

7. 見積書及び実績表の記載方法

- (1) 見積する経費には、別添の仕様書に記載する編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成、写真植字・版下作成・印刷、PDFデータ化、納品、新聞折り込みその他一切の経費等を含むものとします。
- (2) 見積書の様式は自由としますが、記載内容は、算出した広報紙1部あたりの見積単価に、1回あたりの印刷部数(35,000部)を乗じた価格を2倍して総額を算出してください。なお、消費税は総額に別書きとしてください。見積書に担当者氏名・連絡先の電話番号・メールアドレスを記載し、代表者(又は契約担当責任者)印を押印してください。
- (3) 実績表は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、行政・企業・社会福祉団体その他の団体等から編集・印刷業務を受託された広報紙(誌)について、①発注者、②広報紙(誌)の名称、③発行年月(日)、④年間発行回数、⑤発行部数の総数を5団体分まで(5団体以下の場合はすべて)記載してください。また、そのうちから任意の広報紙(誌)の見本1種類を3部提出してください。

8. 評価方法

(1) 配点

見積書価格の評価を50%、紙面見本・実績等の評価を50%として、総合点により評価します。

① 見積書価格の評価				② 紙面見本・実績等の評価				合 計 G=C+F
内 容	点 数 A	割 合 B	評価点 C=A*0.5	内 容	点 数 D	割 合 E	評価点 F=D*0.5	
最安価格	100点	50%	50.0	最優秀紙	各委員の 平均点	50%		
次 点	95点	50%	47.5	次 点	〃	50%		
次々点	90点	50%	45.0	次々点	〃	50%		

(2) 算定方法

- ① 見積書価格の評価点 × 0.5
- ② 広報紙(誌)見本の評価点の平均 × 0.5
- ③ 総合評価点 = ① + ②

※提出された広報紙(誌)見本等の評価点は、各委員(3名の予定)が次の各項目について、秀・優・良で評価し、評価点の合計点を平均点とします。

評価する項目	秀	優	良	評価例
実績(提出された広報紙(誌)の業務実績が十分にあるか)	20	18	16	18
独創力(紙面の写真・イラストの加工・作成などに)	20	18	16	20

評価する項目	秀	優	良	評価例
十分な工夫がなされているか)				
企画力（記事の構成や題材の取りあげ方などが適切なものか）	20	18	16	16
デザイン（読者目線に立ち、色づかいや読みやすさなどデザインを工夫しているか）	20	18	16	18
レイアウト（読者が読みやすく、理解しやすい記事の配置になっているか）	20	18	16	20
合計評価点				92

(3) 算定例

①（見積価格が次点の場合） $95 \text{ 点} \times 0.5 = 47.5$

②（選定委員の平均点が92.6点の場合） $\times 0.5 = 46.3$

（例）A選定委員 92点／B選定委員 90点／C選定委員 96点／合計 278点

→平均点 $278 \text{ 点} \div 3 = 92.6 \text{ 点}$ （小数点2位以下切捨て）

③ 合計評価点 $47.5 + 46.3 = 93.8 \text{ 点}$

※上記は算定例です。選定委員が3名とは限らず、増える場合があります。

(4) 同点の場合の措置

合計評価点が同点の場合は、委員の多数決により決定します。

9. 書類等の送付先

〒533-0022 大阪市東淀川区菅原4-4-37

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会（地域支援担当：熊木）

※封筒表面に「広報紙見積書在中」と朱書きして10月29日（金）までに郵送してください（期限当日の消印有効）。

電話：06-6370-1630

メールアドレス：hohoemi@hohoemi-kushakyo.or.jp

※記載内容に関する個別のご質問には回答できません。

※決定した受託事業者は、ホームページでお知らせするとともに、担当者の方へメールします。